

高知県職員採用プロモーション動画等制作委託業務
公募型プロポーザル審査要領

高知県職員採用プロモーション動画等制作委託業務に関するプロポーザル審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査対象者

- (1) 別途定める「高知県職員採用プロモーション動画等制作委託業務 公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 制作コンセプトの妥当性 | (25 点) |
| (2) キャッチコピーの妥当性 | (50 点) |
| (3) プロモーション内容 | (75 点) |
| (4) 業務実施体制 | (25 点) |
| (5) 経費見積 | (25 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所 (予定)

日時 令和3年12月9日(木) 午前10時～

場所 高知県庁北庁舎3階 人事委員室(高知県高知市丸ノ内2-4-1)

- (2) プレゼンテーション

企画提案者が企画提案書をもとにプレゼンテーションを1事業者につき30分以内で行い、その後、20分以内で審査委員からの質疑を受ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) 各審査委員の審査表を集計し、最も高得点の者を契約候補者に決定する。

- (4) 上記(3)において、合計点が最も高い者が同点で2者以上ある場合は、その者の中から見積額が安価な者から順に契約候補者と次点者を選定する。
- (5) 上記(4)において、見積額が同額である場合には、審査委員の協議によりその者の中から契約候補者と次点者を選定する。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 参加資格を満たさないことが判明したとき
 - イ 見積額が、見積限度額を超えるとき

附 則

この要領は、令和3年11月5日から施行する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	合計
(1) 制作コンセプトの妥当性	・ 提案書の作成コンセプトは明確かつ妥当か	25 点	25 点
(2) キャッチコピーの妥当性	・ 本業務のコンセプトを伝えることのできる キャッチコピーが提案されているか	25 点	50 点
	・ 親しみやすいキャッチコピーとなっているか	25 点	
(3) プロモーション内容	・ 注目されやすく、関心を持ってもらえるような 内容となっているか	25 点	75 点
	・ 高知県職員や公務職場の魅力を伝えられる内 容となっているか	25 点	
	・ プロモーションのターゲットは明確になっ ているか	25 点	
(4) 業務実施体制	・ 業務に応じた専門的な人材が配置され、円滑に 業務を遂行できるか	25 点	25 点
(5) 経費見積	・ 業務執行が可能な金額であるか ・ 効果的な業務執行が見込まれる経費配分であ るか	25 点	25 点
合計			200 点